

一般財団法人町田市文化・国際交流財団個人情報保護規程施行細目

(趣旨)

第1条 この規程は、一般財団法人町田市文化・国際交流財団個人情報保護規程(平成16年3月制定。以下「規程」という。)第11条第1項及び第12条の規定により、財団が保有する個人情報の開示及び訂正(以下「開示等」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(個人情報開示等請求書の提出)

第2条 規程第11条第1項及び第12条の規定に基づき個人情報の開示等を請求しようとする者は、個人情報開示等請求書(第1号様式)を理事長に提出しなければならない。

2 前項の請求書を提出しようとする者(以下「請求者」という。)は官公署の発行した免許証、許可証又は身分証明書で、浮出しプレス、契印、せん孔又は特殊加工した請求書の写真が貼付されたものを提出しなければならない。ただし、理事長が郵送その他適当と認める方法により請求者に対し、文書で照会し、その回答書を請求者が自ら持参したときは、この限りでない。

(請求に対する決定の通知)

第3条 規程第1314条第1項、第2項に規定する本人等への通知は、請求を受諾する場合は個人情報開示等決定通知書(第2号様式)により、請求の一部を受諾する場合は個人情報部分開示等決定通知書(第3号様式)により、請求を受諾しない場合は個人情報非開示等決定通知書(第4号様式)により、個人情報が不存在の場合は個人情報不存在決定通知書(第5号様式)により行うものとする。

2 規程第1314条第1項の規定により決定を延期する場合の通知は、個人情報開示等決定延期通知書(第6号様式)により行うものとする。

(開示等の実施等)

第4条 規程第1314条第1項の規程による決定の通知を受けたものが当該決定に係る個人情報の開示を受けるときは、理事長が指定する期日及び場所において職員の立会いのもとに行わなければならない。

2 理事長は、個人情報の開示を受けるときが当該決定に係る個人情報を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該個人情報の閲覧又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。

3 規程第11条第1項の規定により個人情報の開示をする場合の写しの交付部数は、請求1件につき1部とする。

4 規程第11条第1項の規定による個人情報の写しの作成及び送付に要する費用は、前納とする。ただし、理事長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第5条 この細目の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規則細目は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細目は、平成23年4月1日から施行する。

(第1号様式)

<p>個人情報開示等請求書</p> <p>年 月 日</p> <p>一般財団法人町田市文化・国際交流財団 理事長 様</p> <p>請求者 (<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 代理人) 氏名</p> <p>住所</p> <p>電話番号 連絡先</p> <p>(本人の氏名)</p> <p>一般財団法人町田市文化・国際交流財団個人情報保護規程第11条第1項及び第12条の 規定に基づき、次のとおり請求します。</p>	
個人情報記録の 件名又は内容	
請求の内容	<input type="checkbox"/> 開示(写しの交付) <input type="checkbox"/> 訂正
備考	
<p>(注) 1. 該当する <input type="checkbox"/> 欄をチェックしてください。 2. 請求される方は、身分を証明するものを提出してください。 3. 代理人の方は、本人の氏名も記入してください。 4. 代理人の方は、代理権を有することを証する書面を添付してください。</p>	

(第2号様式)

第 号 年 月 日	
個人情報開示等決定通知書	
様	
一般財団法人町田市文化・国際交流財団 理事長 印	
年 月 日に請求されました個人情報の開示等につきましては、次のとおり請求に応じることと決定しましたので、一般財団法人町田市文化・国際交流財団情報公開規程第14条第1項の規定により、通知します。	
個人情報記録の 件 名	
決定の内容	<input type="checkbox"/> 開示(□写しの交付) <input type="checkbox"/> 訂正
開示の場合 その日時・場所	年 月 日 時 分～ 時 分 へお越し下さい。
・開示するときにはご本人であることを確認させていただきますので、お越しの際は、この通知書を必ずご持参下さい。 ・指定された日時が都合の悪い場合、その他不明な点がある場合には、下記にご連絡下さい。	
事務担当	

(第3号様式)

第 号 年 月 日	
個人情報部分開示等決定通知書	
様	
一般財団法人町田市文化・国際交流財団 理事長 印	
年 月 日に請求されました個人情報の開示等につきましては、次のとおり請求の一部について応じることと決定しましたので、財団法人町田市文化・国際交流財団個人情報保護規程第14条第1項及び第2項の規定により、通知します。	
個人情報記録の 件 名	
請求の内容	<input type="checkbox"/> 開示(<input type="checkbox"/> 写しの交付) <input type="checkbox"/> 訂正
決定の内容	
開 示 の 場 合 その日時	年 月 日 時 分～ 時 分
開示の場所	へお越してください。

<p>請求の一部 について応 じない理由</p>	
<p>請求に応じ られるよう になる時期</p>	<p><input type="checkbox"/> 以降に再度請求してください。</p> <p><input type="checkbox"/> 現在、請求に応じられる予定はありません。</p>
<p>この決定に不服のある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、理事長に対して不服申立てをすることができます。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> •開示するときにはご本人であることを確認させていただきますので、お越しの際は、この通知書を必ずご持参下さい。 •指定された日時が都合の悪い場合、その他不明な点がある場合には、下記にご連絡ください。 	
<p>事務担当</p>	

(第4号様式)

第 号 年 月 日	
個人情報非開示等決定通知書 様	
一般財団法人町田市文化・国際交流財団 理事長 印	
年 月 日に請求されました個人情報の開示等につきましては、次のとおり請求に応じないことと決定しましたので、一般財団法人町田市文化・国際交流財団個人情報保護規程第14条第1項及び第2項の規定により、通知します。	
個人情報記録の 件 名	
請求の内容	<input type="checkbox"/> 開示(□写しの交付) <input type="checkbox"/> 訂正
請求に応じない 理由	
請求に応じ られるよう になる時期	<input type="checkbox"/> 以降に再度請求して下さい。 <input type="checkbox"/> 現在、請求に応じられる予定はありません。
この決定に不服のある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、理事長に対して不服申立てをすることができます。	
事務担当	

(第5号様式)

第 号 年 月 日	
個人情報不存在決定通知書 様	
一般財団法人町田市文化・国際交流財団 理事長 印	
年 月 日に請求されました個人情報の公開につきましては、次のとおり存在いたしませんので、一般財団法人町田市文化・国際交流財団個人情報保護規程第14条第1項及び第2項の規定により通知します。	
個人情報記録	
請求の内容	<input type="checkbox"/> 開示(□写しの交付) <input type="checkbox"/> 訂正
不存在の理由	
この決定に不服のある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、理事長に対して不服申立てをすることができます。	
事務担当	

(第6号様式)

第 号 年 月 日	
個人情報開示等決定延期通知書	
様	
一般財団法人町田市文化・国際交流財団 理事長 印	
年 月 日に請求されました個人情報の開示等につきましては、次のとおり請求の諾否の決定を延期しましたので、一般財団法人町田市文化・国際交流財団個人情報保護規程第14条第1項の規定により、通知します。	
個人情報記録の 件 名	
請求の内容	<input type="checkbox"/> 開示(<input type="checkbox"/> 写しの交付) <input type="checkbox"/> 訂正
決定延期の理由	
事務担当	